# 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業 事業者公募要項

東京都大田区鵜の木三丁目

都有地貸付による障害福祉サービス事業所等整備事業

令和元年8月

東京都福祉保健局

# 目 次

1		公募の趣旨	1
2		公募施設及び規模等	1
3		応募資格	2
4		貸付予定地	3
5		貸付条件等	4
6		整備費等補助(予定)について	5
7		施設整備及び運営に関する基本的事項	6
8		事業者説明会	1 0
9		応募申込書の提出	1 0
1	0	質疑及び回答	1 1
1	1	借受申請書類の提出	1 1
1	2	事業運営に関する提案内容	1 3
1	3	建築に関する提案内容	1 5
1	4	借受者の決定方法	1 5
	<ul><li>公募</li></ul>	・審査の流れ	1 7
	<ul><li>事業</li></ul>	<ul><li>(者説明会・参加申込書</li></ul>	1 8
	<ul><li>質問</li></ul>	<b>謂</b>	1 9
	<ul><li>様式</li></ul>	<b>☆類(応募申込書類)</b>	2 0
	<ul><li>建築</li></ul>	ミに関する相談事項と問合せ先	2 7
	<ul><li>現地</li></ul>	也案内図	3 1
	<ul><li>地積</li></ul>	[測量図	3 2
	<ul><li>都有</li></ul>	『地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱(障害)	3 4
	<ul><li>都有</li></ul>	f地活用による地域の福祉インフラ整備事業(障害)の貸付対象事業者について	4 1
	<ul><li>都有</li></ul>	<ul><li>が出る地域の福祉インフラ整備事業(障害)に関する利用事業者審査基準</li></ul>	4 3

# 【問合せ先】

<del>T</del> 1 6 3 - 8 0 0 1

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎31階中央

東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課

生活基盤整備担当

TEL 03 (5320) 4152

FAX 03 (5388) 1407

#### 1 公募の趣旨

東京都(以下「都」という。)では、現在、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、多様な地域生活基盤の場の整備を推進しています。しかし、都市部では地価水準が高く、用地取得が困難であることなどにより、十分な整備が進んでおりません。

このため、都では、区市町村との密接な連携の下、都有地を社会福祉法人等の民間事業者(以下「事業者」という。)に低廉な価格で貸し付けることにより、地域の福祉インフラ整備を促進することにしました。

今回の応募は、都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱(障害)(平成19年3月23日付18福保障計第1342号。以下「実施要綱」という。34ページ参照)に基づき、障害福祉サービス事業所等を整備し、質の高い福祉サービスを継続的に提供する事業者を募集するものです。

#### 2 公募施設及び規模等

本事業は、都が土地を賃貸し、土地を借り受ける事業者が自ら障害福祉サービス事業所を建設し、運営していただくものです。

#### (1)整備する事業及び定員

ア 障害者総合支援法に基づく共同生活援助(定員14人程度)

- ・ 主な利用者は重症心身障害者(重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している障害者)であり、また、利用者には常時医療的ケアが必要な障害者が含まれること。
- ・ 医療的ケア (たんの吸引や経管栄養等の日常生活を営むために必要な医療的な行為をいう。以下同じ。) が必要な障害者に医療支援を行う生活支援員等を配置すること。(7 施設整備及び運営に関する基本的事項参照)
- ・ 地域生活支援拠点における「体験の機会・場」及び「専門的人材の確保・養成」の機能 を有していること。
- イ 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所(無床)
  - ・ 上記の利用者のほか、在宅の障害者の主治医として、診断・治療、健康診断、予防接種、 終末期医療及び介護方法の指導や家族の支援等を実施すること。
  - ・ 地域の指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者及びその他関係機関等に対しても、対象者の障害の特性に応じた介護方法の指導等を行うこと。
  - ・ 当該診療所は慢性期医療を中心とすることとし(診療科には内科を含むこと。)、専門的な検査・治療、重篤な疾病の急性期医療については、専門的な機能を有する他の医療機関と連携を図ること。
- ウ 上記ア及びイの間では、十分に必要な連携を図ること。

#### 【注意】

- 上記事業が盛り込まれていない提案は、選定の対象としません。
- 重度の障害者の受入れを考慮し、建物はバリアフリー構造とするほか、障害者の特性に

合うように配慮した設計としてください。

・ 上記アからウまでの事業を実施する当該事業所を、以下「本事業所」と記載します。

#### (2) 開設時期

令和4年1月頃

#### (3) 留意事項

障害福祉サービス事業所等の整備に関して、事業者はそれぞれ関係する法令の規定に基づく 施設基準を満たすとともに、「7 施設整備及び運営に関する基本的事項」による条件を満たす ことが必要です。

#### 3 応募資格

今季の公募に応募できる事業者は、以下の資格要件をすべて満たすことが必要です。

なお、同一の応募事業者が複数の提案を行うこと及び複数の事業者が共同で申し込むことはできません。

#### (1) 主体

法人格を有するもののうち、医療法第7条第6項に基づき営利を目的とするものを除きます。 (社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等)

#### (2) 事業実績

障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所等※を平成31年4月1日現在において1年間以上運営していること。

また、医療的ケアが必要な障害者を含む重度の障害者に係る福祉サービスの支援実績を有する事業者であること。

※障害者総合支援法第5条に規定する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2に規定する障害児通所支援等(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援)若しくは第42条に規定する障害児入所施設を指す。

#### (3) 財務状況

ア 応募時において、事業開始当初の運営資金が確保されていること。

年間事業費(予定額)の12分の2以上を自己資金で確保していること。

- イ 応募時において、債務超過でないこと。
- ウ 過去3年間の決算状況が、営業活動(通常の事業運営)に基づく赤字でないこと。
- ※ 上記3つは、整備費補助協議時の際にも改めて求められる条件となります。当借受事業者 公募における「過去3年間」とは平成28年度から平成30年度になります。

なお、整備費補助協議時は、協議時の直近の過去3か年に当たる年度の決算が対象となります。

#### (4) その他

- ア 東京都が開催する事業者説明会(「8 事業者説明会」参照)に参加していること。
- イ 既存の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設において、指導監査等により指摘を受

けていない又は改善済みであること。

- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日17財経総第15 43号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- オ 東京都暴力団排除条例(平成23年3月18日条例第54号)第2条に規定する暴力団、 暴力団員または暴力団関係者ではないこと。
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8 条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属し又は関与していないこと。

#### 4 貸付予定地

(1) 所在地

《地番》東京都大田区鵜の木三丁目31番8 《住居表示》東京都大田区鵜の木三丁目22番 ※「現地案内図」(31ページ参照)

(2) 最寄駅

東急多摩川線「鵜の木駅」下車徒歩約7分

(3) 敷地面積

約389.50㎡ (現況:更地)

(4) 主な用途地域等

当該地域地区等

用途地域	第一種住居地域
建蔽率の最高限度	7 0 %
容積率の最高限度	200%
防火指定	準防火地域(新たな防火規制区域)
日影規制	4時間/2.5時間(測定面4m)
高度地区	第二種高度地区

### (5) その他関連法令

「7 (1) 遵守すべき法令等」を参照の上、関係する法令を十分確認してください。

#### (6) 現地の見学

フェンスで囲まれているため、敷地内へ立ち入ることはできませんが、現況を確認することができます。応募に当たっては、事前に予定地周辺の状況等を確認してください。その際、近隣の住民に迷惑とならないよう配慮し、車や大人数での見学は御遠慮ください。

#### (7) 地中埋設物等

本件敷地の地下には、建物基礎等が確認されています。詳細については、令和元年8月19日(月曜日)に開催する事業者説明会にて情報提供します。地中埋設物の撤去は借受者の負担により行っていただきます。

また、予定外の地中埋設物又は土壌汚染等が判明した場合には、その取扱いについて協議を 行うこととします。 なお、貸付予定地は、埋蔵文化財包蔵地ではありません。

#### 5 貸付条件等

当該都有地を賃借する業者(以下「借受者」という。)は、以下の条件により都と借地借家法(平成3年法律第90号)第22条に規定する定期借地権設定契約を締結するものとします。

#### (1)貸付期間

50年

#### (2)貸付開始時期

借受者の決定後、契約を締結し、貸付けを開始します。ただし、本事業所の建設に当たって 施設整備費の補助を利用する場合には、契約締結の前に補助決定の内示を受けていることが必 要です。

#### (3) 貸付料

定期借地権設定契約の締結時点において、土地の評価をした上で、正式な貸付料を決めます。 なお、診療所の整備に用いる敷地に係る部分は貸付料減額の対象外となります。

#### (4) 保証金

貸付料の30か月分(利息を付さないものとします。)

事業計画策定に当たっての参考額については、令和元年8月19日(月曜日)に開催する事業者説明会で情報提供いたします。

なお、(11)の規定により、貸付料が増額改定された場合には、改定後の貸付料を基に新たな保証金を算出し、既納の保証金との差額を追加で納付していただくことがあります。

#### (5) 支払方法

#### ア 貸付料

都が発行する納入通知書により、四半期ごとに支払うものとします。貸付料の起算日は、 契約により定めます。起算日が月の途中になった場合には、その月の貸付料は1月を30日 とする日割り計算によって算出します。

なお、貸付料の支払いが遅れた場合には、東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号)第38条の2の規定により計算された額の延滞金を徴収します。

#### イ 保証金

都が別途指定する日までに支払うこととします。

#### (6) 借地権の登記

借地権の設定登記はできません。

#### (7) 用途の指定

借受者は、当該都有地を「2 公募施設及び規模等」に定める障害福祉サービス事業所として使用しなければなりません。

なお、都の承諾なく目的外に利用した場合や、第三者に転貸した場合は、借受地を原状回復の上、返還していただきます。

#### (8) 施設整備

当該都有地で事業を行うために必要な施設、設備、歩道状空地等は、借受者の負担で設置し

てください。

なお、施設整備費の補助を利用する場合には、別途補助協議が必要になります(6 整備費補助(予定)について)参照)。

#### (9)維持管理

施設、設備、歩道状空地等の維持管理に係る費用は、借受者が負担することになります。また、当該敷地内にある既存樹木の維持管理、枝のせん定等に係る費用も事業者が負担することになります。草刈り、枝のせん定等を適宜行い、周辺環境に十分配慮した維持管理を行っていただきます。

#### (10)土地の返還

貸付期間満了のとき、借受者側の理由により賃貸借契約を解除したとき又は都により賃貸借契約が解除されたときは、直ちに借受者の負担により当該都有地の施設、設備等の撤去等を行い、現状に回復させ、返還することになります。

#### (11)貸付料の見直し

ア 貸付料は、土地の引渡しの日から、原則として3年ごとに改定できることとします。

なお、改定賃料は、賃料改定年の前年の年平均の総務省統計局発表の消費者物価指数と従前の賃料決定時の前年の年平均の総務省統計局発表の消費者物価指数とにより算出するものとします。

イ アにかかわらず、土地の価格の変動等があった場合、近隣の土地の貸付料と比較して不相 当となった場合又は貸付対象施設に関する補助制度の変更等の状況の変化があった場合には、 都は貸付料を改定することができることとします。

#### (12) その他

契約の解除その他の事項については、都が定める契約書によります。

#### 6 整備費補助(予定)について

#### (1) 障害者通所施設整備費補助(都補助制度)

当該共同生活援助は、令和2年度障害者通所施設等整備費補助の協議対象となります(以下の内容は、令和元年度障害者通所等施設整備費補助による。)。

#### ア 補助基準額

整備メニュー		補助基準額		
		定員3人以下	定員4人以上	
	延床面積 50㎡未満	10,400千円	10,400千円	
施	延床面積 70㎡未満	14,200千円	14,200千円	
施設整備	延床面積 90㎡未満		19,300千円	
備	延床面積 120㎡未満	19,300千円	24,500千円	
	延床面積 120㎡以上		30,800千円	
消防設備		6項口	4,500千円	
		6項ハ	1,200千円	
重度化等対応設備		6, 000	千円	

防犯設備	500千円
設備整備 (備品)	1,000千円※一件当たり100千円以上

#### イ 補助金交付額

対象経費の実支出額から寄付金等の収入額を控除した額と上記補助基準額とを比較して少ない方の額に次の補助率を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)

社会福祉法人等の場合:8分の7

ウ 補助金内示・着工までのスケジュール

令和2年4月頃 事業計画書提出(借受者のみ)

6月頃 補助協議書提出(借受者のみ)

7月頃 現地調査、審査

8月頃 補助金内示

9月以降 施設整備事業に関わる入札 土地貸付契約締結 (着工までに) 工事請負契約締結・着工

#### (2) 大田区障害者グループホーム整備費補助(区補助制度)

(1)の障害者通所施設整備費補助(都補助制度)に基づく整備費の補助対象となることを 条件とします。

整備費用について、予算の範囲内で、一事業2千万円を限度として、都が交付する施設整備費補助を控除した額を補助します。

#### (3) 注意事項

(1) 及び(2) の補助制度(補助基準額を含む。) は公募時点のものであり、報酬改定及び 予算確定前のため、内容は確定していません。したがって、実際の交付単価を保証するもので はありませんが、事業計画の作成の参考にしてください。

なお、診療所部分についてはこれらの補助制度の対象外です。

#### 7 施設整備及び運営に関する基本的事項

施設の建築、運営に際しては、それぞれ該当する以下の法令等及び条件を遵守していただきます。

なお、施設整備に関する補助制度の利用を予定する場合には、それぞれの補助基準に合致した 計画であることが必要です(「6 整備費補助(予定)について」参照)。

#### (1) 遵守すべき法令等

ア 障害者総合支援法

イ 医療法

- ウ 社会福祉法 (昭和26年法律第45号)
- エ 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 及び関係法令

- 才 東京都建築安全条例(昭和25年東京都条例第89号)
- カ 消防法(昭和23年法律第186号)及び関係法令
- キ 労働基準法 (昭和22年法律第49号) 及び関係法令
- ク 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79 号)
- ケ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)
- コ 高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
- サ 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第30号)
- シ 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(平成30年東京都条例第8 6号)
- ス 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成2 4年東京都条例第155号)
- セ 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則 (平成24年東京都規則第175号)
- ソ 東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)
- タ 東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)
- チ 東京都景観条例(平成18年東京都条例第136号)
- ツ 東京のしゃれた街並みづくり推進条例(平成15年東京都条例第30号)
- テ 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)(平成15年東京都条例第155号)
- ト 大田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(昭和53年大田区条例 第44号)
- ナ 大田区みどりの条例(平成24年大田区条例第57号)
- ニ 地域力を生かした大田区まちづくり条例(平成22年大田区条例第44号)
- ヌ 大田区風致地区条例(平成25年大田区条例第60号)
- ネ 大田区景観条例(平成25年大田区条例第16号)
- ノ 大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成11年大田区条例第36号)
- ハ 大田区手数料条例(昭和32年大田区条例第24号)
- ヒ 都市緑地法 (昭和48年法律第72号)
- フ 文化財保護法 (昭和25年法律第214号)
- へ その他、建築確認申請に伴い必要な条例等
- ホ 施設整備費補助に係る障害者施設等工事請負契約手続基準
- なお、ここに掲げる法令等が全てではないので御注意ください。

#### (2) 施設整備に関する条件

- ア 施設建設に当たっては、地域住民に対し十分な説明を行うとともに、誠実に対応してください。ただし、本公募による借受者として選定されるまでは、都又は大田区が主催する場以外で、個別に地域住民に対する説明や調整等は行わないでください。
- イ 建設工事に当たっては、的確な施工管理を行い、安全性を確保してください。工事車両の

通行に際しては十分な安全対策を講じるとともに、砂ぼこりや騒音についても近隣への影響を最小限に抑える対策を講じてください。児童・生徒の通学時には特段の配慮をしてください。

- ウ 地域の状況を把握し、周辺環境と調和した建物としてください。
- エ 隣接する住宅に配慮した建物配置としてください。騒音防止やプライバシーの保護に配慮し、必要に応じて植栽やフェンスを設けるなどの対応をしてください。
- オ 都が定める「障害者通所施設等整備費補助事業審査要領」及び各種事業の審査基準に適合する整備計画を提案してください。
- カ 消防設備の設置に関する消防庁の指導を遵守してください。特に自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備及びスプリンクラー設備の消防用設備を設置してください。

また、適切な避難ができるよう配慮ください。

- キ 施設整備のために行う土地の測量、地質調査等は借受者の責任及び費用において行ってください。
- ク 共同生活援助事業所の利用者を送迎する車両及び診療所外来利用者等の車両等のための駐車スペースを最低1台分は敷地内に確保してください。車両等が道路上に駐車し、地域住民の通行を著しく妨げることがないようにしてください。

また、敷地内の駐車スペースだけでは対応できない場合は、近隣の駐車スペースへ適切に 誘導するなどしてください。

なお、必要に応じて、駐輪スペースも整備してください。

- ケ 本件敷地の接道は、北東側及び南東側(区道 6 m)となっており、その他は隣地扱いとなります。そのため、出入口については、北東側又は南東側に整備してください。北西側及び南西側に整備することはできません。
- コ 敷地内の通行の妨げにならない位置に、本事業所から排出する事業系ごみ及び医療廃棄物 の集積所を設置してください。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を遵守し、大田区及び地元自治会・町会の定めるルールに従って、各種ごみを排出してください。

- サ 施設整備に当たっては、都及び大田区と協議を行うとともに、都及び大田区から指導があった場合には、これに従ってください(設計等の変更対応をしていただく場合があります。)。
- (3) 運営に関する条件
  - ア 基本協定の締結

借受者の決定後、提案された事業を確実に実施していただくために、大田区と借受者との間で基本協定を締結していただきます。

#### イ 事業実施期間

本公募に基づいて整備する施設は、都及び大田区がやむを得ないと認める事情がある場合を除き、貸付期間満了まで継続して事業を実施していただきます。

#### ウ 事業所の利用者

共同生活援助事業所の利用者は、「2 (1)整備する事業及び定員」のとおりです。利用希望者が多数の場合については、大田区民の利用を優先とします。

なお、利用者の選定に関しては、区と協議の上で事業者が決定してください。

診療所の利用者は、併設する共同生活援助事業所の利用者及び外来診療を想定しています。

#### エ 利用者負担

共同生活援助事業所の利用者負担額は、土地の賃借料の減額や都及び大田区の施設整備費補助等を考慮し、軽減してください。

#### オ 運営の方向性及び方法

- (ア)職員の配置について、看護師、介護福祉士(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の2第1項の規定の適用を受ける者に限る。)又は同法附則第3条第1項による認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者(以下「喀痰吸引等生活支援員」という。)を、常時医療的ケアが必要な利用対象者1名当たり常勤換算方法で1名以上配置することを想定しています。具体的な職員配置等について提案していただくとともに、開設に当たっては大田区とも協議してください。
- (イ) 共同生活援助事業所は、「おおた障がい施策推進プラン」に基づく地域生活支援拠点等の機能のうち、「居住の場の確保・充実」だけでなく、特に「体験の機会・場」及び「専門的人材の確保・養成」の機能を担うため、大田区と連携し事業を実施してください。
- (ウ) 診療所は、特に医療的ケアを要する共同生活援助事業所の利用者に対する支援体制の確立だけでなく、地域の医療機関と連携して在宅の障害者へのより強固な地域医療体制を構築し、地域全体で障害者の生活を支える役割を担うものとしてください。

なお、診療所の開設に当たっては、医療法第7条及び第8条に基づき医療機関の開設手続が必要です。開設許可に係る確認事項については、医療法及び平成24年3月30日付け医政総発第0330第4号厚生労働省通知等を必ず確認してください。

また、運営に当たっても十分に留意してください。

- (エ) 共同生活援助事業所では、大田区のグループホーム連絡会等、大田区からの要請又は 本事業者が必要と判断した地域福祉の向上に資する事業等へ参加してください。
- (オ) 共同生活援助事業所と診療所は、区と連携して地域の共同生活援助事業者、訪問看護 事業者、相談支援事業者等を対象とした医療連携勉強会を開催し、医療連携の実践事例 の共有化を図ってください。
- (カ) 日常的に地域との交流を図るなど、近隣住民と友好関係を構築し、地域に開かれた運営を行ってください。

#### カ 夜間・緊急時の体制の確保

共同生活援助事業所において、利用者の障害特性に適切に対応するため夜間・緊急時の体制を確保したうえで、日頃から併設する診療所との連携を図ってください。

また、専門的な医療機能を有する他の病院との連携・協力体制を構築してください。 診療所においては、併設する共同生活援助事業所からの連絡等に応じて必要な処置を行う とともに、必要により専門的な医療機能を有する他の病院へ紹介してください。

#### キ 福祉サービス第三者評価

共同生活援助事業所については、福祉サービス第三者評価を定期的に受審してください。

#### 8 事業者説明会

本事業についての説明会を開催します。応募を予定(検討を含む。)している法人の代表者及び 担当者(本事業所の管理者候補含む。)は必ず事業者説明会に参加してください。

なお、設計、建築、コンサルタント会社、行政書士等の関係者のみの出席は不可です。

(1) 日時

令和元年8月19日(月曜日)午前10時から正午まで

(2) 会場

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本舎31階31A会議室

(3) 内容

ア 公募要項について

イ その他

(4) 申込方法

令和元年8月15日(木曜日)午後5時までに、別添「参加申込書」(18ページ)をファクシミリにより送付してください。

(送信先) 東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課生活基盤整備担当

FAX: 03 (5388) 1407

#### 9 応募申込書の提出

本公募への申込みを希望する事業者は、次により応募申込書類を提出してください。都にこれらの書類を提出した事業者を応募申込者とします。

#### (1) 提出書類・日時及び場所

TELL TO THE TOTAL OF THE TELL THE THE TELL THE T		
提出書類	提出日時及び場所	
①応募申込書	①日時	
②事業計画者連絡先	令和元年9月2日 (月曜日) から	
③定款	同月4日(水曜日)まで	
④法人登記簿謄本	時間:午前9時30分から午後5時まで	
⑤事業者概要	※提出に際しては、電話予約の上、来庁	
⑥決算書関係	願います。	
	②場所	
※詳細は20ページ参照	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	
※A4 片面印刷	東京都庁第一本庁舎31階中央	
	東京都福祉保健局障害者施策推進部	
	施設サービス支援課生活基盤整備担当	
	電話 03 (5320) 4152	

# (2) 提出部数・つづり方

正本2部を提出してください。

提出書類は、ファイル(A4・縦型・左とじ)でつづり、表紙及び背表紙にタイトル・法人

名を記入し、書類名にインデックスを付して提出してください。 様式等詳細は、20ページから26ページまでを参照してください。

#### 10 質疑及び回答

(1) 質疑者の資格

応募申込書類を提出した応募申込者とします。

#### (2) 質疑の方法

必要事項及び質疑の内容を別添「質問票」(19ページ)に記載の上、応募申込書と併せて 提出してください。質問票は、後日ファクシミリにより送付していただいても構いません。こ れ以外の方法(電話、訪問等)による質問は御遠慮ください。

なお、質問票は、質問事項1件ごとに作成してください(1通の質問票に複数の質問事項を 記載しないようにしてください。)。

#### (3) 受付期間及び送付先

持参の場合	ファクシミリの場合
①受付期間	①受付期間
令和元年9月2日 (月曜日) から	令和元年9月2日(月曜日)から
同月4日(水曜日)まで	同月4日(水曜日)まで
時間:午前9時30分から午後5時まで	※9月4日午後5時までに受信したものを
※応募申込書と併せて提出してください	有効とします。
(詳細は「9 (1)」参照)	②送信先
	東京都福祉保健局障害者施策推進部
	施設サービス支援課生活基盤整備担当
	電話 03(5320)4152
	FAX 03 (5388) 1407

#### (4)回答の方法

令和元年9月17日(火曜日)を目途に、すべての質疑回答書を全応募申込者に送付します (質疑を行った方に対する個別回答は行いません。)。

質疑回答書は、公募要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

#### 11 借受申請書類の提出

応募申込者は、次により借受申請書類を提出してください。

都にこれらの書類を提出した事業者を応募者とします。所定の期間内に申請書類が提出されなかった場合には、応募を辞退したものとみなします。

「12 事業運営に関する提案内容」、「13 建築に関する提案内容」に沿って提案してください。

提出締切日以降の計画内容の変更は受け付けません。

#### (1) 提出書類・日時及び場所

提出書類	提出日時及び場所
**************************************	

- ①借受申請書
- ②事業計画
- ③図面等
- ④詳細計画
- ⑤印鑑証明
- ⑥預金残高証明書
- ⑦理事会議事録 等

※詳細は、応募申込者に別途配布

※A4 片面印刷

#### ①提出日時

令和元年10月3日(木曜日)から同月7日(月曜日)まで

時間:午前9時30分から午後5時まで ※提出に際しては、電話予約の上、来庁 願います。

#### ②提出場所

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎31階中央 東京都福祉保健局障害者施策推進部 施設サービス支援課生活基盤整備担当 電話 03(5320)4152

#### (2) 書類作成上の留意点

ア 提出部数・つづり方

(ア) 正本2部

ファイル (A4・縦型・左とじ) でつづり、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入 し、書類名にインデックスを付して提出してください。

#### (イ) 副本10部

ファイルの表紙を含めて全ての書類に法人が特定できる名称、ロゴマーク等は一切使用しないでください。

また、副本は、上記(1)の提出書類欄の②から④についてのみ作成してください(詳細は、別途配布する記載要領等を参照)。

ファイル (A4・縦型・左とじ) でつづり、書類名にインデックスを付して提出してください。

#### イ 追加書類の提出・ヒアリングの実施

都及び大田区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、又はヒアリングを実施する ことがあります。

#### ウ 著作権の帰属等

応募申込書類及び借受申請書類等の著作権は、応募申込者及び応募者に帰属します。ただし、都及び大田区は、借受者の公表等必要な場合には、応募申込書類及び借受申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

#### エ 費用の負担

本公募に関し必要な費用は、応募申込者及び応募者の負担とします。

#### オ 使用言語及び単位

提出書類における言語は日本語、単位はメートル法を使用します。

#### カ 資料の取扱い

都及び大田区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的での使用を禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、都及び大田区の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

#### 12 事業運営に関する提案内容

応募を希望する事業者は、「7 施設整備及び運営に関する基本的事項」を参照の上、以下の項目に従って提案してください。

(1) 運営方針・理念

応募の理由を明記した上で、本事業所の運営方針・理念を提案してください。

#### (2) サービス内容

- ア (1)で記述した運営理念を踏まえ、共同生活援助において、利用者本位の視点に立った 具体的なサービス内容(相談、障害特性に応じた食事・排せつ等の介護内容、個別支援計画 など)や設備について提案してください。あわせて、提案するサービス内容と設備について の考え方を具体的に説明してください。
- イ 利用者の障害特性に適切に対応するための日中及び夜間のサービス提供や、緊急時の対応 方法についての考え方を具体的に説明してください。
- ウ 医療的ケアが必要な障害者の地域生活を支えるために必要なサービス提供をどのようにするのか提案してください。
- エ 診療所における診療科や診療時間、診療内容について、併設する共同生活援助事業所利用 者のほか、地域の在宅の重度の障害者の外来診療を含め、提案してください。

また、どのように併設する共同生活援助事業所と連携・協力するのかを提案してください。

オ この施設が、地域生活支援拠点等として担う機能(「体験の機会・場」「専門的人材の育成」) 及び地域における協力体制の確保や連携について、その考え方及び具体的な取組内容につい て提案してください。

#### (3) 利用者支援

契約による利用制度の下で、権利擁護、苦情解決、個人情報保護、事業の透明性の確保の仕組み等を構築する必要があります。

そこで、利用者支援の基本的な考え方及び次の4点を中心とする具体的な方策を提案してください。

- ア 選択の支援、権利擁護・・・・契約の適正化の確保、日常生活上の自己決定の支援、プラ イバシーの配慮等
- イ 苦情解決の仕組み・・・・・事業所内での苦情処理等
- ウ 個人情報保護・・・・・・利用者の個人情報管理等
- エ 事業の透明性の確保・・・・情報公開等

#### (4) 衛生管理

既存事業所及び本事業所における、食中毒や感染症対策等の衛生管理に関する考え方及び具体的な対応策を提案してください。

(5) 事故防止

既存事業所及び本事業所における、事故防止に関する考え方及び具体的な対応策を提案して

ください。

#### (6) 災害対策

災害時の利用者の安全確保の方策や地域自治会や地域住民との連携を含め、災害対策に向けた取組について、具体的に提案してください。

#### (7) 家族との連携

利用者の家族との連携を図る手段について、具体的に提案してください。

#### (8) 職員について

#### ア 職員配置・勤務体制

#### (ア) 施設本体について

本事業所を運営する上での職員の採用及び配置に対する考え方を説明してください。あわせて、経験者と未経験者の比率、常勤非常勤の割合、本事業所における職員給与、職員の勤務体制及び職員採用方法等について、現在の都内の状況を踏まえた上で、具体的に提案してください。

#### (イ)診療所について

診療所を運営する上での医師、看護師の採用及び配置に対する考え方を説明してください。あわせて、診療所における医師及び看護師の給与、勤務体制及び採用方法等について、現在の都内の状況を踏まえた上で、具体的に提案してください。

#### イ 管理者・職員

本事業所の管理者及び職員に求める資質や経験・資格等について明記してください。

#### ウ 職員のスキルアップ

職員のスキルアップのために現在行っていること及び本施設において行う具体的な方策を 提案してください。

#### 工 職場環境

職員の声を施設運営に反映する仕組み等、良好な職場環境作りについて、考え方や具体的な方策を提案してください。

#### (9) 協力機関等との連携

バックアップ施設(共同生活援助事業所におけるサービス提供体制の確保、夜間などにおける緊急時の対応等のための他の障害福祉サービス事業所等関係機関をいう。遠距離の事業所や居宅介護事業所などはなじまない。)との連携体制、法人施設や近隣施設との連携体制及び緊急時における協力医療機関等との連携体制を具体的に提案してください。

#### (10) 地域住民との連携

利用者と地域住民との交流を図る方策、地域社会への貢献及び協力体制を構築する方策について具体的に提案してください。

#### (11) 地域自治会・団体等との連携

当該地域の福祉事業の実情を十分踏まえた上で、地元自治会、同種事業所・団体との連携及 び協力体制を構築する方策について、具体的に提案してください。

#### (12) 利用者の費用負担

共同生活援助事業所について、家賃、食費、光熱水費等の利用者一人当たりの実質負担額を

提案してください。

#### (13) その他

都が指定した様式に従い、収支シミュレーション (開設後3年間)を作成してください。

#### 13 建築に関する提案内容

#### (1) 新施設の概要

ア 施設整備の設計上の考え方

運営理念・方針との整合性の観点から提案してください。

イ 設計上の工夫

設計上の考え方及び提供するサービスの利用者像やプライバシーに配慮した設計上の工夫などについて明記してください。

#### (2) 設計に関する提案

ア 設計に関する提案は、配置図、平面図、立面図等を用いて行ってください。

イ 障害福祉サービス事業所の設計に関する基本的な考え方を述べた上で、図面上に意図や趣 旨等を記載してください。

また、重度障害者に対応するために講じた内容及び近隣への配慮や安全対策のために講じた内容について説明してください。

ウ 「12 事業運営に対する提案内容」で記述した提案内容と設計上の対応関係を図面に記載 してください。

#### (3) 設計に当たっての留意事項

ア 近隣に与える影響を、十分配慮してください。

イ 緑化について、十分配慮してください。

#### (4) 注意事項

ア 設計に当たっては、法令・条例等に留意し、その定めに従ってください。特に各種斜線制限には十分注意してください。

また、国、都及び大田区等から指導があった場合も同様とします。「建築に関する相談事項 と問合せ先」(27ページ)を十分に確認してください。

イ 防火設備の設置に関する消防署の指導を遵守してください。

#### 14 借受者の決定方法

#### (1) 借受者の決定方法

土地の借受者は、大田区長からの意見書に基づき、都有地等利用事業者選定審査会の審査により東京都福祉保健局長が決定します。

なお、審査の結果、借受者無しとする場合があります。

また、借受者が事業の実施が困難となった場合は、再度審査会を開き、改めて借受者の選定を行う場合があります。

#### (2)審査基準

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業に関する利用事業者審査基準 (43ページ) のとおりです。

# (3) 審査結果の通知

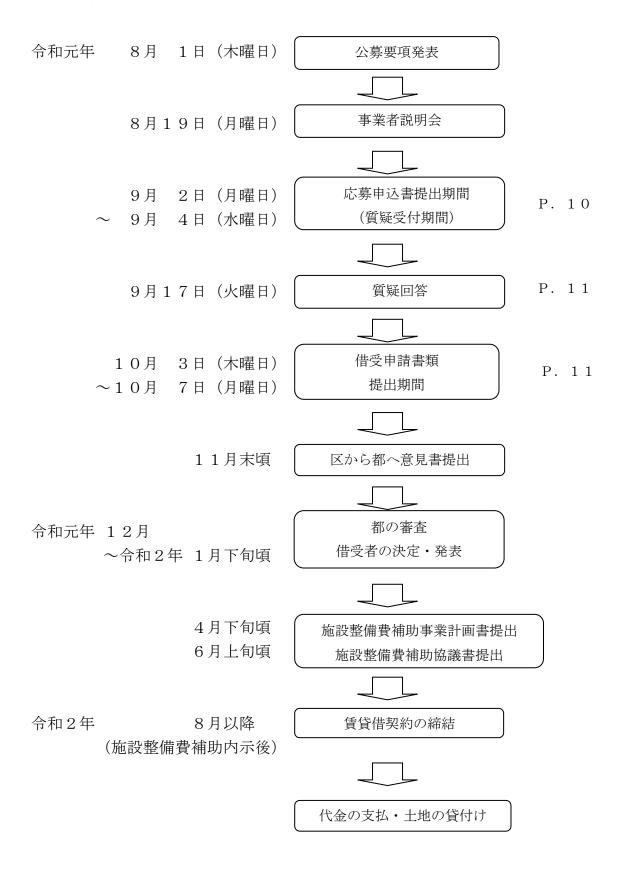
審査結果の通知は、令和2年1月下旬頃、文書で通知します。

#### (4) 借受予定者の公表

応募の状況、借受者として決定した事業者名及びその提案内容の概要については、東京都公 式ホームページで公表します。

原則として、借受者以外の応募申込者名、応募内容等は公表しません。

# 公募・審査の流れ



送付先 東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課生活基盤整備担当

FAX 03 (5388) 1407

※送信票は必要ありません。このまま送付してください。

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業事業者説明会・参加申込書

# 大田区鵜の木三丁目(共同生活援助等)

フリガナ	
法人名	
フリガナ	
参加者氏名①	
フリガナ	
参加者氏名②	
※会場の都合により、2	名までとします。御理解、御協力をお願いします。
なお、設計、建築、コ	ンサルタント会社、行政書士等の関係者のみの出席は不可です。
連絡先住所	〒
連絡先電話番号	
メールアドレス	
連絡先FAX	
担当者職・氏名	

# 東京都福祉保健局障害福者施策推進部施設サービス支援課生活基盤整備担当

FAX 03 (5388) 1407 電 話 03 (5320) 4152

# 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業公募要項

大田区鵜の木三丁目(共同生活援助等)

質 問 票

法人名

連絡先電話番号

	メールアドレス				
	連絡先FAX				
	担当者職·氏名				
*	〈質問事項1件ごとり	こ記入してください	∕ \ <sub>o</sub>		
		(公募要項	ページ	行目)	
	質問事項				
	. I . prim				
	内容				

# 様式類 (応募申込書類)

提出書類	記入上の注意
① 応募申込書	所定の様式・・・【様式1】
② 事業計画者連絡先	所定の様式・・・【様式2】
③ 定款	最新のもの
④ 法人登記簿謄本	全部事項証明。応募申込前3か月以内に発行されたもの
⑤ 事業者概要	<ul> <li>○法人の事業経歴・・・【様式3】</li> <li>○役員名簿・・・・・【様式4】</li> <li>○法人の基本的な事項に関する資料</li> <li>・法人の概要・沿革(パンフレット可)・・・様式自由</li> <li>・法人運営に関する基本的な考え方・理念・・・【様式5】</li> <li>・現在、運営している全ての施設に関する資料</li> <li>(事業概要及び特色等、パンフレット可)・・・様式自由</li> <li>○所轄庁の指導検査における直近の指摘文書及び改善報告書一式</li> </ul>
⑥ 決算書関係	平成28年度から30年度までの決算書類 財産目録、貸借対照表及び収支計算書 ※目次に見出しを付けてください。

令和 年 月 日

東京都福祉保健局長 殿

(事務所の所在地)

(法人名)

(理事長名) 印

都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業(大田区鵜の木三丁目)に係る応募申込書類の提出 について

このことについて、都有地活用による福祉インフラ整備事業事業者公募要項の趣旨を踏まえ、下記のとおり応募します。

記

- 1 法人名
- 2 提出書類
- (1) 事業計画者連絡先【様式2】
- (2) 定款
- (3) 法人登記簿謄本
- (4) 事業者概要【様式3から様式5まで】
- (5) 決算書関係

# 【様式2】

# 事業計画者連絡先

フリガナ		
法人名		
	フリガナ	
	担当者	
State II.	住所	〒 一
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	
	レス	
	FAX番号	

※担当者名は、事務的な連絡に対応できる方を複数名記入してください。

# 法人の事業経歴

年 月	経 歴

#### ※記入方法

- ・法人設立から現在に至るまでの沿革について時系列で記入してください。
- ・事業内容についても具体的に記入してください。
- ・整備予定の施設についても記入してください。特に、<u>今回の公募に係る計画以外に今後整備を</u>予定している場合には必ず記入してください。

# 法人の事業経歴

年 月	経 歴
平成〇〇年〇〇月	社会福祉法人□□□□会設立
平成○○年○○月	知的障害者通所授産施設○○苑開設(××県××市) ・定員○○人 (平成○年○月、障害福祉サービス事業所(就労継続支援B型)へ移行済)
平成○○年○○月	障害福祉サービス事業所△△園開設(東京都××区) ・定員:自立訓練○○人、就労移行支援○○人
平成○○年○○月予定 (○○年~○○年整備)	障害福祉サービス事業所◇◇園開設(東京都××区) ・定員:生活介護○○人

# ※記入方法

- ・法人設立から現在に至るまでの沿革について時系列で記入してください。
- ・事業内容についても具体的に記入してください。
- ・整備予定の施設についても記入してください。特に、<u>今回の公募に係る計画以外に今後整備を</u>予定している場合には必ず記入してください。

#### 【様式4】

# 役員名簿

法人名	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	
連絡先FAX	
担当者職・氏名	

氏名(役職)	他の法人行	<b>少</b> 員等	節の兼務 しゅうしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	備考
代表者	無	•	有	代表者略歴
理事	無	•	有	
理事	無	•	有	
理事	無	•	有	
理事	無	•	有	
評議員	無	•	有	
評議員	無	•	有	
評議員	無	•	有	
評議員	無	•	有	
評議員	無	•	有	
評議員	無	•	有	
監事	無	•	有	
監事	無	•	有	

#### ※記入方法

- ・上表に加除修正のうえ、全ての理事、監事、評議員について記入してください。
- ・他の法人の役員等を兼務している場合は「有」に〇印を付し、備考欄に法人名・役職名を記入してください。
- ・理事、評議員が施設長を兼務している場合は備考欄に兼務している旨、施設名を記入してください。
- ・職歴等において、建設会社等との関連がある場合、備考欄に記入してください。

# 【様式5】

# 法人運営に関する基本的な考え方・理念

法人名	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレ	
ス	
連絡先FAX	
担当者職・氏名	

	項目	内容
1	設立の目的・趣旨	
2	法人の経営・運営に	
	関する理念	
3	理念を具体化する	
	ための方策 (実施し	
	ていること)	
4	その他	

# 建築に関する相談事項と問合せ先

# 建築確認申請について

大田区では建築物や工作物の確認、許可及び指導を行っております。建築確認申請、建築 基準法上の道路種別の確認等については、下記の関係部署までお問い合わせください。

(1)大田区役所				
本庁舎	大田区蒲田 5-13-14		<b>a</b> 574	44-1111 (大代表)
確認申請の受付 確認済等の証明 建築計画概要書の閲覧・交付 住宅用家屋証明書の交付		管理調査担	(管理)	<b>☎</b> 5744-1386
定期報告(特殊建築物等)			(調査)	<b>a</b> 5744-1615
建築審査及び完了検査 長期優良住宅の認定			(意匠)	<b>क</b> 5744-1388
│ 建築基準法及び関連法規の │ 許可・認定		建築審査担	当 (許可)	<b>क</b> 5744-1392
みどりの条例による緑化計画	建築審査課 (7階)		(緑化)	<b>a</b> 5744-1387
構造審査、中間検査、完了検査 がけ、擁壁、ブロック塀 既存建築物の耐震診断・改修 地盤、液状化 工事現場の危害防止について	( / PB)	構造審查担	]当	<b>☎</b> 5744-1389
建築設備・昇降機の審査 省エネの届出 低炭素建築物の認定 定期報告(建築設備、昇降機)		設備審查担	当	<b>☎</b> 5744-1391
建築審查会 建築協定		建築調整担	]当	<b>5</b> 5744-1382
中高層建築物に係る相談 建築一般の相談・相隣関係 建設リサイクル法と関連要綱 吹付けアスベスト分析調査費助成		建築相談担	当	<b>क</b> 5744-1383
違反建築物	建築調整課監察担当			<b>5</b> 744-1384
指定道路図の閲覧 指定道路調書の閲覧・交付 位置指定道路 私道整備・私道排水設備助成 雨水浸透施設・雨水貯留槽設置 助成・防犯灯設置助成	(7階)	地域道路 整備担当	(調査・助成班)	<b>a</b> 5744-1308

狭あい道路拡幅整備事業			(狭あい道路 拡幅整備班)	<b>8</b> 5744-1308
住宅リフォーム助成		住宅担当		<b>5</b> 5744-1343
区所管都市計画道路 用途地域 地区計画 (沿道地区計画·防災街区整備地区計画除<) 景観計画	都市計画課 (7階)	都市計画担当		<b>8</b> 5744-1333
開発許可 開発事業に係る事前協議等 葬祭場等設置に係る事前協議等 バリアフリー法の認定 福祉のまちづくり	都市計画課(7階)	計画調整担当		<b>a</b> 5744-1334
耐震診断、改修助成、 がけ等整備工事助成	防災まちづくり課	耐震改修担	当	<b>8</b> 5744-1349
沿道地区計画 防災街区整備地区計画	(7階)			<b>a</b> 5744-1338
生垣造成助成 屋上緑化等助成	環境計画課 (8階)	環境計画担当		<b>8</b> 5744-1365
太陽光発電システム等補助	環境対策課	地球温暖化対策担当		<b>क</b> 5744-1362
工事の騒音、振動	(8階)	環境調査指導担当		<b>5</b> 744-1369
区が管理する道路、通路及び 水路の幅員	道路台帳・認定担当		認定担当	<b>क</b> 5744-1313
区が管理する道路等の占用 ・屋外広告物 区道の承認工事 区道の沿道掘削、開発関係の協議	道路公園課(7階)	占用担当		<b>8</b> 5744-1723
住居表示	戸籍住民課 (1階)	戸籍住民担	当(住居表示)	<b>☎</b> 5744-1185
国土利用計画法による届出 公有地の拡大の推進に関する 法律による届出	経理管財課 (9階)	土地対策担当		<b>\$</b> 5744-1166
本庁舎以外の大田区庁舎等				
区道の維持管理	地域基盤整備 第一課 地域基盤整備	(道路・河 大田区大 調布地域基 (道路・河 大田区雪	森西 1-12-1 盤整備事務所	☎ 5764-0631 大森地域庁舎 3 階 ☎ 3726-4303 調布地域庁舎 4 階
•				

	第二課	(道路•河川管理)	<b>a</b> 5713-2007
		大田区蒲田本町 2-1-1	蒲田地域庁舎1階
		糀谷•羽田地域基盤整備事	務所
		(道路•河川管理)	<b>☎</b> 3741-3169
		大田区萩中 3-26-46 糀名	吟•羽田地域庁舎分室
	地域其般較准	大森地域担当	<b>5</b> 5764-0630
	地域基盤整備	調布地域担当	<b>2</b> 6450-0700
自転車等駐車場	第一味 	大田区大森西 1-12-1	大森地域庁舎3階
	地域基盤整備	蒲田•糀谷•羽田地域担当	<b>5</b> 713-2004
	第二課	大田区蒲田本町 2-1-1	蒲田地域庁舎 1 階
埋蔵文化財	大田図書館	文化財担当	<b>क</b> 3777-1281
连敞文心烈	八田凶音品	大田区南馬込 5-11-13	(郷土博物館内)
/C/A	生活衛生課	管理係	<b>5</b> 5764-0691
保健所	土泊闱土味	大田区大森西 1-12-1	大森地域庁舎6階
	+本连担市攻託	作業係	<b>a</b> 3774-3811
	大森清掃事務所 	大田区中央 2-3-6	
   清掃		作業係	<b>☎</b> 3721-7216
/月 fft	回りは何か争めり	大田区田園調布本町 32-	-12
	英田连担市政武	作業係	<b>3</b> 732-5545
	蒲田清掃事務所 	大田区蒲田 5-44-12	

(2)東京都庁	新宿区西新宿 2-8-1	☎ 5321-1111(大代表)
1 万㎡を超える建物の 確認審査、許可等	都市整備局市街地建築部建築指導課	<b>☎</b> 5388-3372
建築基準法に関する 相談・問合わせ	都市整備局市街地建築部建築企画課	<b>☎</b> 5388-3343
建築紛争の調整事務	都市整備局市街地建築部調整課	<b>a</b> 5388-3377
建設業者の書類閲覧	都市整備局市街地建築部建設業課	<b>☎</b> 5388-3351
宅地建物取引業者名簿閲覧	都市整備局住宅政策推進部不動産業課	<b>a</b> 5320-5072
都市計画に関する一般相談 (公園・都市計画道路など)	都市整備局都市づくり政策部都市計画課	<b>☎</b> 5388-3213
都市計画河川、防潮施設	都市整備局都市基盤部調整課	<b>a</b> 5388-3296
都道について	建設局第二建設事務所大田工区	<b>a</b> 5763-1531
吞川都市計画区域線	建設局河川部計画課中小河川担当	<b>5</b> 5320-5414

(3)消防署		
大森消防署	大田区大森東 1-32-8	<b>a</b> 3766-0119
田園調布消防署	大田区雪谷大塚町 13-22	<b>a</b> 3727-0119
蒲田消防署	大田区蒲田本町 2-28-1	<b>☎</b> 3735-0119
矢口消防署	大田区多摩川 2-5-20	<b>☎</b> 3758-0119

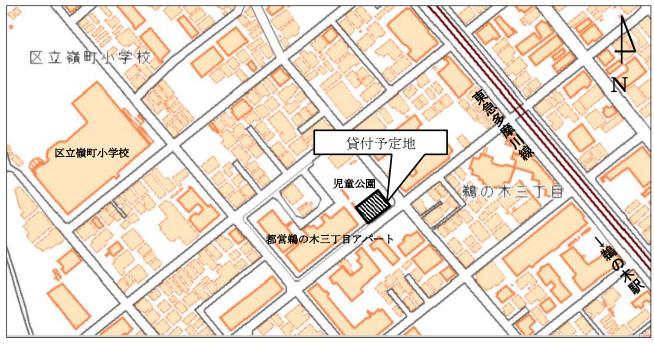
(4)警察署		
大森警察署	大田区大森中 1-1-16	<b>a</b> 3762-0110
田園調布警察署	大田区田園調布 1-1-8	<b>a</b> 3722-0110
蒲田警察署	大田区蒲田本町 2-3-3	<b>a</b> 3731-0110
池上警察署	大田区池上 3-20-10	<b>a</b> 3755-0110
東京空港警察署	大田区羽田空港 3-4-1	<b>5</b> 5757-0110
東京湾岸警察署	江東区青海 2-7-1	<b>a</b> 3570-0110

(5)生活関連		
電気	東京電力品川支社	<b>a</b> 0120-995-001
ガス	東京ガス南部支店	<b>5</b> 5722-0111
水道	大田給水管工事事務所	<b>a</b> 3763-4132
下水道	東京都下水道局南部下水道事務所	<b>5</b> 5734-5043
土地建物の調査、測量、 境界問題、不動産の表示登記	東京土地家屋調査士会大田支部	<b>a</b> 3757-2891

(6)鉄道に近接して工事を行う場合						
東日本	東京土木技術センター (4階建以上の建物、区間限定なし)	<b>a</b> 3257-1691				
米口本	品川保線技術センター (3階建以下の建物、田町〜多摩川橋梁中心区間)	<b>a</b> 3443-2689				
都営	交通局建設工務部保線課	<b>a</b> 5320-6151				
<b>古</b> 近色红	川崎保線区(泉岳寺~屏風浦、空港線、大師線)	<b>a</b> 044-233-5051				
京浜急行	施設部保線課(連続立体事業区間、立会等)	<b>a</b> 3280-9157				
東京急行	工務部土木課	<b>a</b> 3477-9672				
新幹線	JR東海東京施設事務所	<b>a</b> 050-3772-3910				

(7) その他					
高圧送電線	東京電力㈱ カスタマーセンター	<b>a</b> 0120-995-002			
不動産登記等	東京法務局城南出張所 大田区鵜の木 2-9-15	<b>a</b> 3750-6651			
固定資産税、都市計画税等	東京都大田都税事務所 大田区西蒲田 7-11-1	<b>a</b> 3733-2411			
河川(多摩川)	国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所田園調布出張所				
河川(夕庤川)	大田区田園調布本町 31-1	<b>a</b> 3721-4288			
航空法による制限	国土交通省東京航空局 東京空港事務所 大田区羽田空港 3-3-1	<b>a</b> 5757-3000			
電波法による規制	関東総合通信局無線通信部 陸上第一課	☎ 6238-1763 (電話案内)			

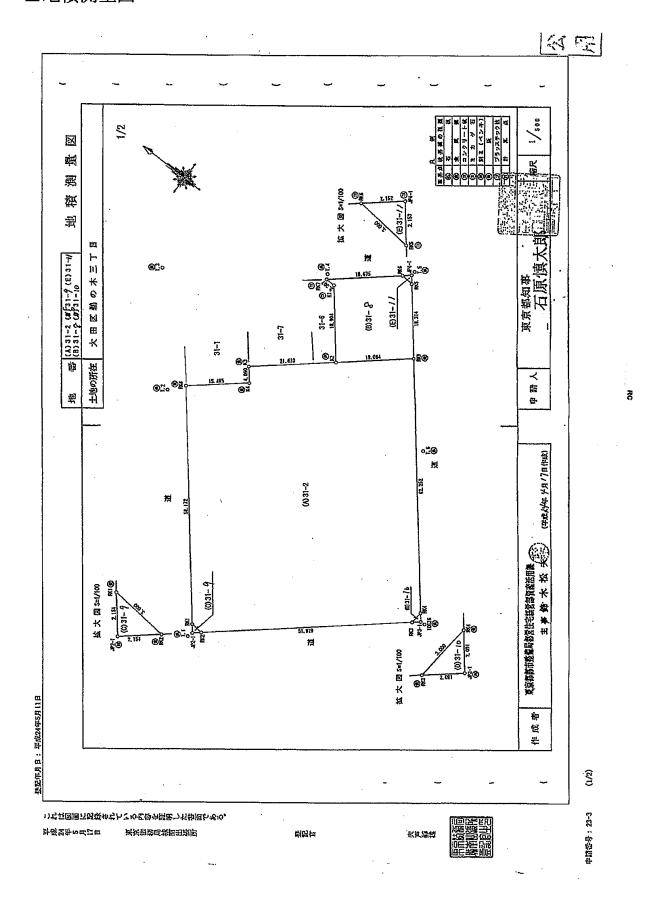
# ■現地案内図



※国土地理院の電子国土基本図を使用

- 1 所在地:東京都大田区鵜の木三丁目 31 番 8 (地番) 東京都大田区鵜の木三丁目 22 番(住居表示)
- 2 アクセス: 東急多摩川線鵜の木駅から徒歩7分

# ■地積測量図



	~		 		<del>-</del>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<b>-</b> ,	<b>-</b>	-
THE PARTY OF THE P	地 西(18)31-2 (4/531-9(5)31-7) 地 預 測 量 図	土地の所在・大田区勢の木三丁目	2/2	医模束链卷 ( 0.031-2 ( X n Y n Y n 1 Y n 1 - Y n 1 X n 1	X2	-4657,749 -4419,370 -4850,394 -4420,564 -4850,439 -4420,515 -4210,515	×	-(614, 290	25 章 章   (0.31-9   Y n, Y	R         © (1)31- 1/2)         Y         <		東京都知事   三、一、「「「」   「
强犯年月日:平成24年5月11日				庭 標 東	RKS		基地点连接 4 人类的	1, 1	新 地 孫 世 野 謝 地 孫 庄 復 孫 以 孫縣R號數 0.189900 謝 壹 年 月 日 平成 24年 2月 22日	この演绎に使用した基本に角点等は、平成23年東北地方太平洋沖地震発生前の十四万の人本を同人は毎単4年、七郎日、七年の十七人		作成者 東京蘇斯拉魯爾蘇西住在登魯的直衛用票 2.2.3.3.3.3.4.4.5.1.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1
弘記年月									•		J	· _

抗記한

**化厂指数** 

中請番号: 23-3